

デジタル市場競争における我が国の戦略と分散IDについて

2020年9月17日

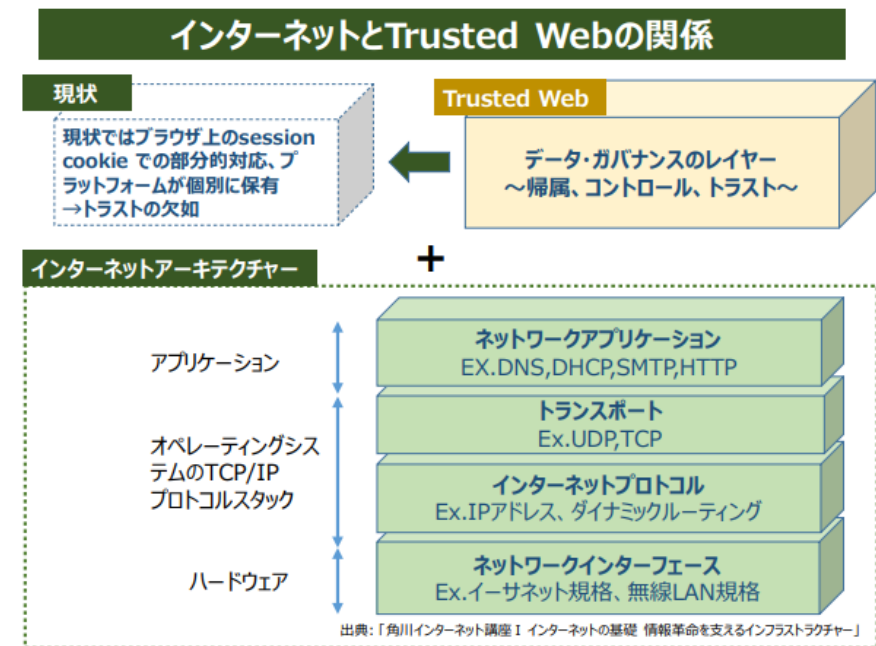
増 島 雅 和

## デジタル市場競争会議「デジタル市場競争に係る中期展望レポート」は、デジタルプラットフォームのビジネスモデルが市場競争に与える影響を評価し、インターネットのアーキテクチャの改善に向けた活動の必要性を指摘

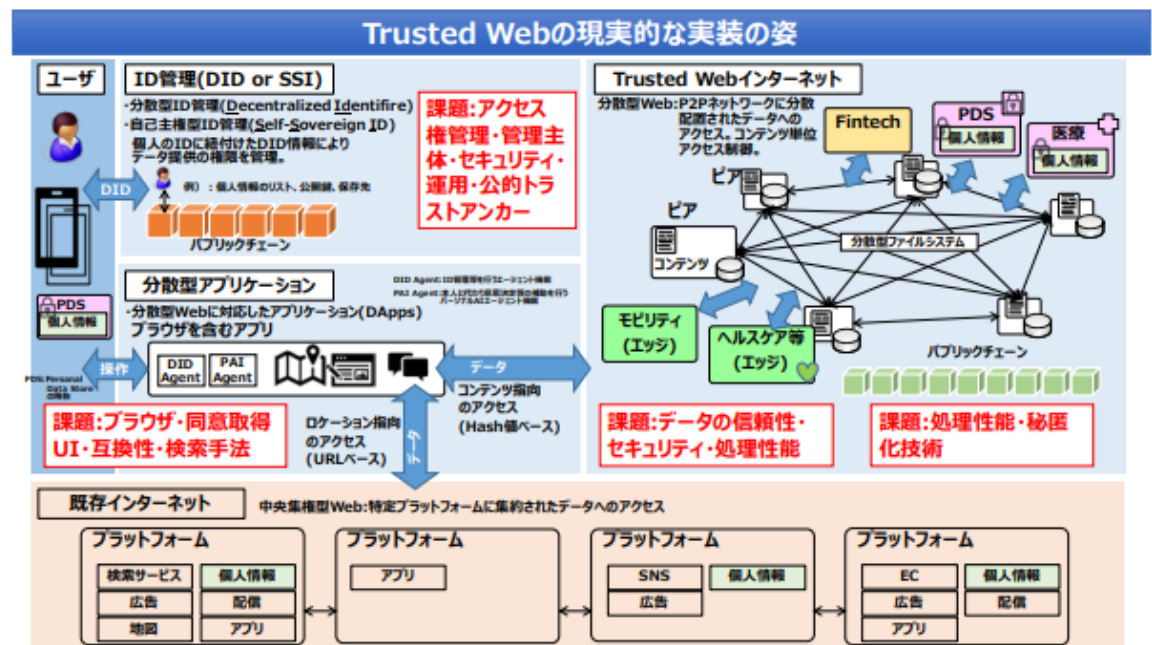
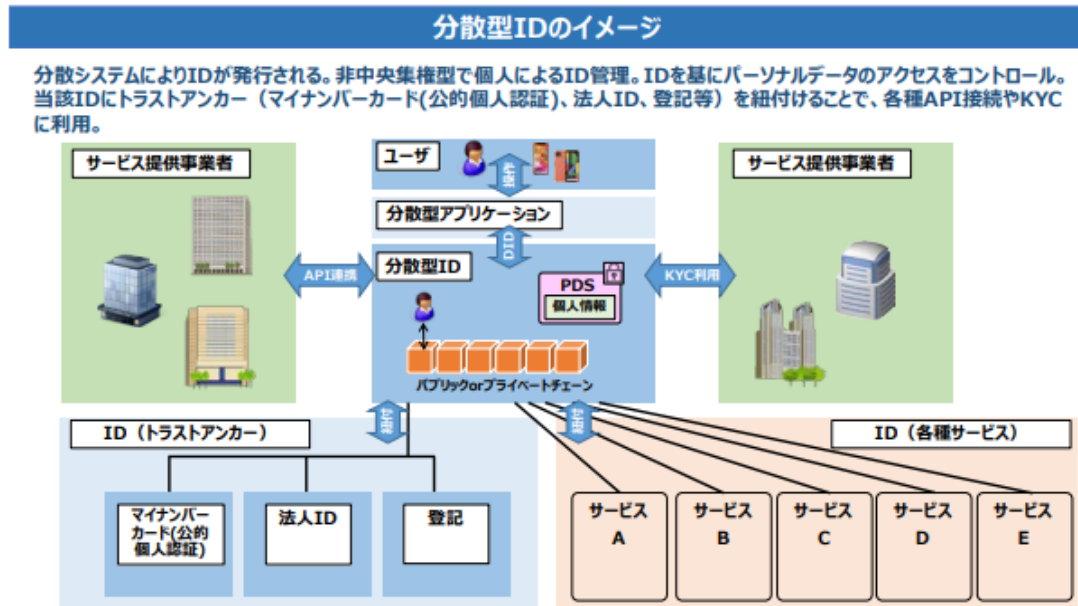
- 現状のデジタルプラットフォームのビジネスモデルは、データによる激しい正のフィードバックループを生み、**構造的に勝者総取り**（winner takes all）の状況を作り出す。
  - ✓ 公正な競争環境の維持のため、短中期的には、デジタルプラットフォーム取引透明化等を通じた取引の公正性や透明性をメガプラットフォームに求めていくことにより、個別のルール整備の強化や独禁法の執行体制の強化を図ることとしている。
  - ✓ 他方、このような弥縫策で足りるのかという声も根強く、欧州では競争法とは別の事前ルールの検討が必要ではないかとの意見も。
- デジタル市場競争会議では、**現状の問題は、インターネットの構造/データガバナンスに淵源**するものであり、この根源に手を付けなければ状況は改善しないと指摘している。
  - ✓ 現状のwebの仕組みでは、データ受け渡しのプロトコルは決められているものの、データのコントロールの帰属、データのアクセスや履歴の把握・検証のメカニズムはなく、これらはクライアント・サーバ・モデルのもとでサーバ管理者が一元的に担っていると指摘、その結果、データのマネジメントは、サーバの管理者であるプラットフォームを信頼できるかという問題に帰着せざるを得ないとしている。
  - ✓ 特定の管理者に依存しないデータマネジメントが技術的に確保されていない中では、データ管理者であるサーバ管理者を拘束する方法は、法律や契約といった手段しかなく、ブラックボックス化したシステムに対してなすすべがない総括している。
  - ✓ サーバースペースが生体情報や移動情報などクリティカルなデータの採取に及び、リアルビジネスの暗黙知もデータ化されてサーバに保管されるようになると、状況はますます悪化すると予測している。

## デジタル市場競争会議「デジタル市場競争に係る中期展望レポート」は、デジタルプラットフォームのビジネスモデルが市場競争に与える影響を評価し、インターネットのアーキテクチャの改善に向けた活動の必要性を指摘

- 上記の分析のもと、レポートでは、今後、インターネット構造が目指すべき方向性として、中央集権型のデータのガバナンス構造ではなく、**データのアクセスのコントロールを、それが本来帰属すべき個人や企業が行い、データの活用から生じる価値をマネージできる仕組みの構築（データ・ガバナンス・レイヤーの構築）が必要**と強調している。
  - ✓ インターネット構造に踏み込んで初めて**データ社会における「信頼」を再構築することができる**として、そのための取り組みを進めるべきと提案（“Trusted Web”構想）
  - ✓ 具体的には、インターネットガバナンスをめぐる国際的なルールメイクや、そのための技術支援を日本が展開していくことが必要であると指摘
- ✓ Trusted Webが具体的にどのような技術により、どのように実装されるかについて、デジタル市場競争会議では回答を持つものではないが、分散IDによるデータアクセスのコントロールはその一つであると指摘
  - その他にもトレサビリティ、パーソナルAIエージェント、コンテンツベースアクセス、P2P取引、エッジ技術等が挙げられている。
  - 分散IDの枠組みにおいて、国が提供するIDは様々なトラストアンカーの一つと位置付け



デジタル市場競争会議「デジタル市場競争に係る中期展望レポート」は、デジタルプラットフォームのビジネスモデルが市場競争に与える影響を評価し、インターネットのアーキテクチャの改善に向けた活動の必要性を指摘



- ❑ レポートは、Trusted Web実現に至るまでの長期工程を構想したうえで、我が国は短中期にできることから実行するべきと主張
  - ✓ 課題として、①現状まだアウェアネスが高くなく、②技術的課題とインターオペラビリティの問題、③制度的な対応が未着手を掲げ、各分野の実務での実装の必要性を強調
  - ✓ 短中期的には、①内外発信力の強化、②人材の糾合とネットワークの形成、③ユースケースの推進、④技術支援、⑤国際プロジェクトへの参画、⑥制度的課題の整理をしていく必要があると指摘

- レポートの提案を受けて、官民連携ブロックチェーン推進会合では、まず分散IDのコンセプトの日本における認知の向上と必要性に関するアウェアネスを高めるという活動に戦略的に関わっていただくことができないか。
- レポートでは、技術中立性の観点から、Trusted Webや分散IDの実現のための技術としてブロックチェーンを挙げることはしていないが、デジタルIDがSociety5.0の実現に不可欠となっていくこと、マイナンバーカードによる公的個人認証IDのみで100%のカバレッジを目指すという世界観には一定のハードルがあり、また公的なデジタルIDがすべてのデジタルIDをコントロールする世界が必ずしも理想とも考えられないこと、等を踏まえ、本推進会合では、ブロックチェーンを用いた分散IDを「まずやってみる」ことに向けて旗を振っていくべきではないか。

# 自己紹介

---

## 増島 雅和（ますじま まさかず）

森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

- 2001 弁護士登録
- 2006 米国ウィルソン・ソンシーニ法律事務所（シリコンバレーオフィス）
- 2007 ニューヨーク州弁護士登録
- 2010 金融庁監督局銀行第一課（RRP担当）兼保険課  
日経CSISバーチャルシンクタンク・フェロー
- 2013 経済産業省 新事業創出支援関係者会議 委員
- 2015 IMF外部カウンセラー（米国FSAP: 金融破綻処理法制担当）
- 2016 経済産業省 FinTech研究会 ブロックチェーン研究会 委員  
内閣官房IT総合戦略本部 シェアリングエコノミー検討会合 委員  
全銀協オープンAPIのあり方に関する検討会 委員
- 2017 経済産業省 ブロックチェーン法制度検討会 委員  
経済産業省 研究開発型ベンチャー企業と事業会社の連携加速に向けた調査検討会 委員
- 2018- 内閣府 革新的事業活動評価委員会 委員
- 2019- 総務省 AIインクルージョン検討会議 委員 規制改革推進会議（投資等WG）専門委員  
デジタル市場競争会議WG 委員 等

日本クラウドファンディング協会理事、日本ベンチャーキャピタル協会顧問、FINOVATORS代表、  
日本ブロックチェーン協会アドバイザー、仮想通貨事業者協会顧問、ブロックチェーン推進協会アドバイザー 等

イニシアチブ:金融の力で我が国産業構造のイノベーションを加速する「Startup Innovators」主宰  
<http://startupinnovators.jp/>